

○委員長（鈴木庄市）

再開します。

午後 2 時 0 5 分

○委員長（鈴木庄市）

次に議案第 26 号 平成 25 年度開成町国民健康保険特別会計予算を議題とします。細部説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

では、予算書 187 ページ、説明資料は、40 ページ、41 ページをごらんください。

議案第 26 号 平成 25 年度開成町国民健康保険特別会計予算、平成 25 年度開成町の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 15 億 5,963 万 7,000 円と定める。第 2 項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

一時借入金、第 2、地方自治法、第 235 条の 3、第 2 項の規定による一時借入金の借入の最高額は 5,000 万円と定める。

歳出予算の流用、第 3 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第 1 号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一管内でのこれらの経費の各項の款の流用。

平成 25 年 3 月 5 日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、次のページ、188 ページ、第 1 表、歳入歳出予算で歳入、1 款から 11 款まで、続いて、歳出ですけれども、1 款から 11 款の予備費までということになってございます。

それでは、開成町の国民健康保険ということで、まず、概況をちょっと説明させていただきたいと思います。直近の平成 25 年 2 月末の状況でございますけれども、世帯数が 2,264 世帯、被保険者数が 406 人となっております。ご存じのとおり、3 月 4 月に異動があるため、一概にこの人数に差が生じてきますけれども、2 月末の時点では、65 歳以上の前期高齢者は 1,566 人となっております。65 歳以上の前期高齢者の割合は 1,566 人と想定しますと、国保加入者の 39% ということで、23 年度、36% という形から見ても、高齢化が進んでいるというような状況になっておりまして、国保加入者の 5 人に 2 人が 65 歳以上の方というような形になりまして、ますます国保の財政を圧迫する状況が続いております。

25 年度におきましては、平成 24 年 12 月に、国保税の税率改正ということで上程させていただきましたとおり、改定後の税率を見込みながら、保険税の収入を見ております。

税率の引き上げ率については、近隣の状況を参考にしながら、県平均の法定外の

繰入額を目安として、約14%の上昇率を想定して、考えております。ただ、歳出のほうで年々ふえ続ける2億円を超える後期高齢者支援金や、8,500万円を超える介護納付金の増額等の負担、また、高度医療の影響で、高額医療や医療費が伸び続けており、ますます財政を圧迫する状況が続いております。

25年度の被保険者数の想定といたしまして、4,100人、世帯数を2,300世帯といたしまして、開成町の国民健康保険税は、対前年度と比べまして、一般分として4,714万1,000円の増、退職分といたしまして、286万3,000円の増を見込みまして、トータルで保険税5,000万円の増を見込んでおります。

また、法定外の一般会計の繰り入れといたしましては、県平均の7,000万円を基準といたしまして、6,500万円ということで想定をしております。

では、個別に予算説明書に基づき説明をさせていただきます。

まず、歳入ですけれども、今、ご説明させていただきましたように、国民健康保険税一般分4,714万1,000円の増、退職分といたしまして、286万3,000円の増ということで、対前年5,000万4,000円の増を見込んでおります。収納率としては95%ということで想定をしております。

続いて、国庫支出金、国庫負担金ですけれども、療養給付費負担金ということで、一般被保険者による療養の給付、高額療養費及び介護納付金の納付に要する費用に対する国、32%になっております。こちら国民健康保険法が変わった関係もございまして、平成24年度から、34%から32%に変更になってございます。その下、拠出金、負担金ということで、老人医療費拠出金及び後期高齢者支援金等の納付に要する費用に対する国32%の負担分になります。

1個飛ばしまして、高額医療費共同事業負担金です。高額医療費共同事業拠出金2,952万2,000円に対する国4分の1の負担分になります。

一つ飛ばしまして、国庫補助金、財政調整交付金、普通調整交付金、普通調整交付金でございます。こちら、国から財政需要及び財政収入において、調整財政需要額が、調整財政収入額を超えるときに交付されるためのものがございますけれども、項目設定にしております。

その下、特別調整交付金です。こちら、後発医薬品の普及促進や臓器提供の意思表示等の特別事情による財政負担があったときに、特別に交付されるものがございます。

一つ飛びまして、療養給付費等交付金、退職者医療費交付金です。退職被保険者の医療給付について、退職被保険者等による保険税を除いた額が、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものがございます。

では、次ページになります。前期高齢者支援金ということで、65歳から74歳までの前期高齢者の全国平均加入割合よりも加入割合が高い保険者に対して、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものございまして、前年度より830万円増を見込んでございます。

続きまして、二つ飛びまして、県補助金になります。県補助金、財政調整交付金の普通調整交付金、特別調整交付金でございます。こちら県補助金につきましては、国の補助が34%から32%に変更になることに伴いまして、県の補助金は普通調整交付金、特別調整交付金をあわせて、8%相当分ということで見込まれてございます。

その下、繰入金になります。一般会計繰入金ということで、保険基盤安定繰入金保険税軽減分、保険基盤安定繰入金保険者支援分につきましては、軽減分を補填するためのものがございます。

一つ飛びまして、出産育児一時金等繰入金になります。こちら出産育児一時金の3分の2に当たる額を一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れるものがございます。平成24年度以降につきましては、国庫補助金が廃止になってございますので、3分の2に当たる額を一般会計から繰り入れてございます。

一つ飛びまして、その他、一般会計繰入金ということで6,500万ということですので。こちら、医療費の増大に対応するために、一般会計から特別会計に繰り入れるものがございますけれども、今回、24年度の3月補正のときにも計上させていただいておりますけれども、今年度3月補正後、1億1,600万という金額でしたけれども、保険税の値上げに伴いましてということで、一応目安として6,500万ということで計上させていただき、予算を組んでございます。

トータルとして、前年度比といたしましては、5.1%の伸びになってございます。

では、続きまして、歳出になります。まず、総務費の一般管理費でございます。一般管理費、連合会負担金については、こちらに書いてあるとおりです。賦課徴収費ということで、国民健康保険税の賦課決定、6月に行いますけれども、納税通知等の印刷、送付及び収納処理の費用を支出してございます。

続いて、国民健康保険運営協議会等ということで、国民健康保険運営協議会の委員報酬等でございます。その下、療養諸費ということで、一般被保険者療養給付費、給付事業費でございます。こちら、一般の方の療養費用でございますけれども、24年度の給付費の伸びに伴いまして、25年度、4,544万円の増を見込んでございます。こちら当初予算を組むときには、12月補正後の歳出の額を参考にしながら、25年度の当初予算を組んだ関係で、今回、3月補正の補正後の金額といたしましては、8億8,710万円でございますので、若干560万円ほど減額になってございますけれども、12月補正後の歳出を参考にしながら予算を組んでおります。

その下、退職被保険者については、退職者に対しての療養給付費になってございます。

続いて、一般被保険者療養費支払事業費ということで、一般被保険者の補装具、柔道整復施術費等の療養費用額の保険者負担分を支出してございます。その下は、同じように退職者に対するものがございます。

一つ飛ばしまして、高額療養費です。一般被保険者高額療養費支払事務費でございます。こちらは一般被保険者の医療費自己負担分によりまして、一定額以上の高額負担が発生した場合の費用を支出するものでございますけれども、24年度の給付費の伸びに基づきまして、25年度は、1,526万円の増を見込んでございます。

続いて、その下、退職者の高額療養費ということで、同じ部分でございます。

続いて、一般被保険者高額介護合算療養費になってございます。こちら一般被保険者の高額療養費の算定対象となる世帯単位で国民健康保険と介護保険の自己負担を合算した額が自己負担額を超えた場合、支給するというもので、前年度と同額を計上させていただいております。その下、退職についても同様でございます。

続いて、移送費については、項目設定ですので省略させていただきます。

続いて、出産育児諸費です。出産育児一時金支給事業費ということで、こちら被保険者が出産した世帯に対しまして、出産育児一時金をお一人当たり42万円を限度とし、支給するもので、22件分を見込んでおります。

一つ飛ばしまして、葬祭費支給事業費です。こちら被保険者がお亡くなりになったときに、お一人当たり7万円を支給をするものでございますけれども、25件分を見込んでございます。

その下、後期高齢者支援金等でございます。こちら後期高齢者医療制度に対する支援金を社保支払基金に支出するものでございますけれども、25年度につきましましては、1,706万円の増と見込んでございます。24年度1,987万円という額でしたので、こちら2億円を超えてきているというところで、伸び率として8.9%という形になってございます。

続いて、老人保健医療費の関係は項目設定ですので、省かせていただきます。

その下、介護納付金です。介護納付金納付事業費ということで、こちら介護保険制度に伴う国民健康保険の被保険者としての納付金を社保支払金に支出するものでございますけれども、25年度は1,258万円の増を見込んでございます。こちら前年度24年度が7,272万9,000円でございますので、伸び率といたしましては、17.3%の伸びになってございます。

続いて、保険事業になります。一番下になりますけれども、特定健康診査等事業費でございます。こちら特定健康診査及び特定保健指導を実施するための経費になってございます。

続きまして、次のページ、46ページ、47ページになります。保険給付費ということで、医療費適正化事業として被保険者に対し、年6回の医療費の費用額等の通知を行っております。また、保険事業として、人間ドック、一人2万円といたしまして、160人分の費用の助成を行っております。

以下、項目設定の部分がございまして、歳出については省かせていただいて、以上でございます。

○委員長（鈴木庄市）

以上で議案第 26 号 平成 25 年度開成町国民健康保険特別会計予算についての説明を終了いたします。